

## 指定管理者制度導入に係る基本的考え方（概要）

### 1 募集について

#### （１）応募資格

島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体

#### （２）指定期間

施設維持管理を主たる業務とする施設は、原則３年間、ソフト事業を一体的に実施する施設は、原則５年間に設定

ただしH20更新分は業務にかかわらず２年間

### 2 指定管理料関係

#### （１）支出及び収入額

人件費については、標準人件費方式（給与実態ではなく、業務に応じた４段階の職階とそれに対応する標準年齢給与を設定）で積算

施設ごとに過去の実績を踏まえ収支見込額を設定

#### （２）利用料金制度

利用料金制度は、施設使用料、入館料等を指定管理者が直接収入することができるもの（県が収入しないもの）

集客施設、貸出施設等に導入

#### （３）メリットシステム

各年度において収入目標額を上回った（下回った）場合には、指定管理料に増（減）収分の１／２を翌年度の２月補正において増（減）額する

### 3 選定基準

外部委員を含めた施設ごとの選定委員会において、「選定基準・評価項目・観点等」について定めて提示し審査・選定

### 4 運営(県の監督)関係

適切な運営が図られるよう県の監督・チェック・指導を徹底するために、指定管理業務に関する詳細事項を定めた「指定管理に関する協定書」において、毎月の業務報告を義務化

### 5 導入効果

平成17年度の一斉導入の前後で6.9億円のコスト節減効果

H16支出：30.0億円      H17支出：23.1億円（6.9億円）

（コスト縮減 5.1億円、新たに利用料金制を導入したことによる支出減1.8億円）

平成17年度当初予算概要より